明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項等の一部を改正する件（**金融庁**三）　一

○労働金庫法施行規則第百十四条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項の一部を改正する件（**金融庁・厚生労働**一）　一〇

○農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項等の一部を改正する件（**金融庁・農林水産**一）　一三

○建築基準法の規定に基づく性能評価機関の指定等をした件（**国土交通**二一三）　二〇

〔公　告〕

諸事項

官庁
基本測量関係事項関係　三

裁判所
公示催告、破産、免責、再生関係　三三

特殊法人等
弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、厚生年金基金解散・清算人就任、企業年金基金変更関係　四三

地方公共団体
公示送達関係　四四

会社その他　四四

会社決算公告　四七